

## 「総務省 自治体D Xアクセラレータ」運用要綱

### (目的)

第一条 この要綱は、都道府県と市町村が連携したD X推進体制(以下「推進体制」という。)において、都道府県により確保され主として市町村のD Xを支援し、もって全国的にD Xを加速させ、持続可能な社会の実現に寄与する役割を担うデジタル人材を、総務省が、「総務省 自治体D Xアクセラレータ」(以下「アクセラレータ」という。)として任命するに当たり、総務省、都道府県及びアクセラレータが同意する必要がある事項を定めることを目的とする。

### (アクセラレータの要件)

第二条 アクセラレータは、次の各号のいずれかの要件に該当する個人で、かつ、都道府県により主として市町村のD Xを支援するため確保されたもの(以下「市町村D X支援職員」という。)をいう。

一 民間企業、地方公共団体等においてデジタル分野に係る実務経験を五年以上有すること。

二 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十九条第二項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち、情報処理の促進に関する法律施行規則(平成二十八年経済産業省令第百二号)第三条第二項第三号に規定する高度試験(I Tストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、I Tサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験)のいずれかに合格していること。

三 前号と同等以上の知見を有すること。

2 前項に規定する「確保」は、次の各号のいずれかの方法によるものをいうものとする。

一 都道府県が常勤職員として任用すること。

二 都道府県が非常勤職員として任用すること。

三 都道府県が地方公務員法第三十九条の規定に基づく研修の一環として市町村から都道府県へ派遣された者(以下「市町村研修生」という。)を受け入れること。

四 都道府県が設置する法人で都道府県が資本金の二分の一以上の額を出資するもの(以下「出資法人」という。)が当該法人の職員(以下「出資法人職員」という。)として任用すること。

3 前項第一号及び第二号に規定する職員が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の規定に基づき当該都道府県から市町村又は地方公共団体の組合に派遣された場合においても、当該都道府県により確保されたものとみなす。

### (任命等)

第三条 都道府県は、前条第一項各号の方法のいずれかにより確保した市町村D X支援職員

が第二条を満たすことを確認し、本人の承諾を得て、様式第一号及び様式第一号別紙により、総務省に対し、当該者をアクセラレータに該当する者として推薦することができる(以下アクセラレータに推薦された者を「被推薦者」という。)。この場合において、都道府県は、前条第一項第三号に規定する市町村研修生を推薦する場合にあっては派遣元市町村の、第四号に規定する出資法人職員を推薦する場合にあっては当該出資法人の承諾を得るものとする。

- 2 総務省は、前項の規定に基づき推薦された内容に不備がないことを確認するものとする。
- 3 総務省は、都道府県に対し、前項の規定に基づく確認に必要な書類を求めることができる。
- 4 都道府県は、前項の規定に基づく求めに応じるよう努めるものとする。
- 5 総務省は、第二項の規定に基づく確認の結果、第二条に規定する要件を満たすものと認める場合は、被推薦者をアクセラレータとして任命し、様式第二号により、その旨を都道府県に通知するものとする。
- 6 都道府県は、前項の規定に基づく通知を受けた場合は、様式第三号により、速やかに被推薦者に通知するものとする。

#### (任命期間)

第四条 アクセラレータとしての任命期間は、第三条第一項の規定に基づき都道府県から提出のあった様式第一号別紙に記載のある任期に準ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、アクセラレータのうち、第二条の二第一号及び第四号に規定する職員の任命期間は、市町村DX支援職員としての身分を有する期間とする。

#### (任命内容の変更)

第五条 都道府県は、任命内容に変更があった場合は、様式第四号及び様式第四号別紙により、速やかに総務省に報告するものとする。

- 2 総務省は、前項の規定に基づく報告があった場合は、報告された内容に不備がないことを確認するものとする。
- 3 総務省は、都道府県に対し、前項の規定に基づく確認に必要な書類を求めることができる。
- 4 都道府県は、前項の規定に基づく求めに応じるよう努めるものとする。
- 5 総務省は、第二項の規定に基づく確認の結果、第二条を満たすものと認める場合は、第一項の規定に基づき任命内容に変更がある旨報告があった者をアクセラレータとして任命し、様式第五号により、その旨を都道府県に通知するものとする。
- 6 都道府県は、前項の規定に基づく通知を受けた場合は、様式第六号により、速やかに任命内容に変更があった者に通知するものとする。

#### (任命の解除)

第六条 総務省は、任命したアクセラレータが次の各号のいずれかに該当すると認めるとき

は、その任命を解除することができる。

一 第二条を満たさなくなったと認めるとき。

二 アクセラレータから様式第七号により、任命の解除の申出があったとき。

三 都道府県から様式第八号により、任命の解除の申出があったとき。

四 第八条各号に掲げる行為があったと認めるとき。

2 アクセラレータが前項第二号の規定に基づき任命の解除を申し出る場合は、都道府県を経由して行うものとする。この場合において、アクセラレータは、様式第七号に解除の申出の理由を付記するものとする。

3 都道府県は、第一項第三号の規定に基づき解除の申出を行う場合又は前項の規定に基づく解除の申出を受けた場合は、様式第八号により、速やかに総務省に通知するものとする。この場合において、第一項第三号の規定に基づく解除の申出に併せて、都道府県は様式第八号に解除の申出の理由を付記するものとする。

4 総務省は、第一項の規定に基づき、任命を解除するときは、様式第九号により、その旨を都道府県に通知するものとする。この場合において、総務省は、任命の解除の理由を様式第九号に付記するものとする。

5 都道府県は、前項の規定に基づく通知を受けた場合は、様式第十号により、速やかにアクセラレータに通知するものとする。この場合において、都道府県は、前項の規定に基づき総務省が付記した解除の理由を転記するものとする。

#### (アクセラレータの活動)

第七条 アクセラレータは、推進体制において市町村のDXを支援し、もって全国的にDXを加速させ、持続可能な社会の実現に寄与することができるよう、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

一 推薦を行った都道府県、出資法人及び市町村からの求めに応じた市町村のDX支援

二 アクセラレータ間又は都道府県、出資法人若しくは市町村間の事例共有等を目的とした会合への参加

三 前二号に掲げるもののほか、総務省が必要と認めるもの

#### (アクセラレータの禁止事項)

第八条 アクセラレータは、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとする。

一 法令、公序良俗に反する行為

二 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、総務省並びに都道府県、出資法人及び市町村並びにアクセラレータの信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

三 暴力団と関わりを持つ行為

#### (個人情報等の管理)

第九条 総務省は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、「総務省の保有する個人情報の保護について」

([https://www.soumu.go.jp/menu\\_sinsei/kojin\\_jyouhou/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/kojin_jyouhou/index.html)) 及び「総務省「自治体DXアクセラレータ」個人情報保護方針」その他適用される法令等に従い、都道府県、出資法人及び市町村並びに被推薦者及びアクセラレータから取得した個人情報(以下「保有個人情報」という。))について、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

- 2 都道府県、出資法人及び市町村並びに被推薦者及びアクセラレータは、総務省が第一項の規定に基づき、保有個人情報を取り扱うことに同意するものとする。

(要綱の改正)

第十条 総務省は、本要綱の変更が、都道府県、出資法人及び市町村並びに被推薦者及びアクセラレータの利益に適合し、又は変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本要綱を改正することができる。

- 2 総務省は、前項の規定に基づき、本要綱の改正を行おうとするときは、改正後の要綱の効力発生日の十四日前までに都道府県に対し、本要綱を改正する旨及び改正後の本要綱の内容並びにその効力発生時期を通知するものとする。

- 3 都道府県は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、改正後の要綱の効力発生日の七日前までに出資法人及び市町村並びに被推薦者及びアクセラレータに対し、本要綱を改正する旨及び改正後の本要綱の内容並びにその効力発生時期を通知するものとする。

(その他必要な事項)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、アクセラレータの運用に必要な事項は、総務省が別に定める。

附則（令和七年三月三十一日総行情第三十六号）

この要綱は、令和七年三月三十一日から施行する。